

# 卓 話 集

平成 20 年 2 月 13 日

担当：波多野会員・神谷会員

(有)シンクマネージメント

代表取締役：牛屋 信雄 様

社会保険労務士/講師：加藤 一正 様

## 『年金大不信時代の生き残り策』



## 役員賞与損金算入活用で大幅な財務改善ができます。

〔1〕会社法施行に伴い非同族会社において利益連動型の役員賞与の損金算入が認められる事になり、これに対応して同族会社であっても確定した額を支給する旨の定めに基づいて支給される役員賞与(事前確定届出給与)の額は、不相当に高額な部分の金額を除いて、あらかじめ税務署へ届出する事によって原則として損金算入されることになりました。

一方、平成19年4月から社会保険の健康保険料の最高等級は標準報酬月額98万円から121万円に引き上げられ、例えば役員報酬が月額120万円の場合には、平成18年4月現在では会社・本人合わせての社会保険料年間約218万円の負担が年間約247万円に大幅に跳ね上がります。

また、現状では、総報酬制の賞与時健康保険料・介護保険料は1回の賞与が200万円を超える部分、賞与時厚生年金保険料・児童手当換出金は1回の賞与が150万円を超える部分については徴収されませんが、平成19年4月以降の賞与時健康保険料・介護保険料は、年間の賞与が540万円を超える部分については徴収されない事になります。なお、毎年4月1日から翌年3月末日までに支払われた賞与が合計されます。

### 〔2〕現状

役員は高額な社会保険料を負担していますが、年金は貰えない又は極めて少額と割に合わない制度となっています。

時期	年齢	60歳	65歳	70歳	死亡
平成16年改正 平成17年施行	年金	・全額支給停止	・老齢基礎年金 月66,108円のみ支給	昭和12年4月2日以降生まれの人は老齢厚生年金全額支給停止	
	保険料	→ 厚生年金保険料負担有り			・厚生年金保険料負担無し

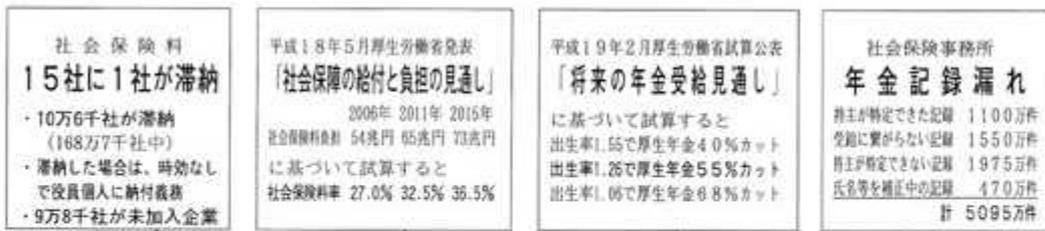
※ 厚生年金基金加入時には国からと基金から支給があり、在職停止は国からが優先で停止されます。

### 〔3〕具体的対策選択肢(A～D)と財務改善効果 —— 役員の手取は減らさずに会社の負担を大幅に削減することができます

(前提条件) 役員が60歳以上の場合の年金支給額は定額部分6.6万円+報酬比例部分18.4万円とする(但し定額部分なしで計算)、扶養なし

年間役員報酬 (月額)	会社年間メリット(現状比)				
	A(繰上り有り) (60歳未満・手取別割)	B1(年金1,374,999円) (60～64歳・手取別割)	B2(年金3,000,000円) (65～69歳・手取別割)	C (60歳未満・手取別割)	D (60歳未満・定額別割)
1,440万円以上 (120万円)	+1,401,575円	+3,247,575円	+5,067,897円	+1,401,575円	+715,575円
1,200万円 (100万円)	+1,152,447円	+2,832,447円	+4,567,769円	+1,152,447円	+585,447円
840万円 (70万円)	+843,675円	+2,482,970円	+4,280,154円	+843,675円	+432,675円
600万円 (50万円)	+490,743円	+2,112,778円	+3,891,206円	+490,743円	+241,521円
420万円 (35万円)	+247,884円	+2,292,127円	+3,218,550円	+247,884円	+121,179円

## 年金大不信時代の自己防衛 3つの選択肢



### 3つの選択肢

給与月額311,800円、年間賞与605,700円、男性45歳、扶養2人(妻は主婦) (平成19年4月現在で試算)	社会保険加入 (現状維持、対策なし)	社会保険加入 (IRS、対策実施)	社会保険をやめる (違法)
<b>年間社会保険料負担</b>	565,000円	180,378円	国民年金保険料(用者)本人14,140円 妻 14,140円 国民健康保険料(年間) 421,921円 761,281円
<b>年間手取の増減</b> (定年60歳までの手取増合計)	±0円	+327,022円 (327,022円×15年=490万円)	社会保険料減額 +565,000円 国民年金・国民健康保険加入 -761,281円 -196,281円
<b>65歳以降年金受給額の増減</b>			
<b>現行制度の場合</b>	±0円	-245,729円 逆転年齢84.9歳(19.9年)	-352,764円
<b>平成18年2月厚生労働省試算   出生率1.26の場合</b>	±0円	-110,578円 逆転年齢114.5歳(49.5年)	-158,743円
<b>実施可否の結論</b>	× (会社・従業員共メリットなし)	○ (会社・従業員共メリットあり)	× (会社・従業員共デメリットあり)

※逆転年齢＝年金受給開始年齢65歳＋IRS対策実施期間中(15年間)の手取増額分÷年金受給減額分(簡易計算)  
 ※月額13,300円だった国民年金保険料は平成17年から平成29年16,900円まで毎年280円引き上げられている。

① 横浜市の借金が「危険水域」にと新聞報道。2008年度から地方財政健全化法が施行され主要自治体の破綻が相次げば国家財政破綻の引き金になる可能性が大です。これへの円資産リスク分散対策があります。

② 厚生年金法改正で社会保険料が平成16年から14年間毎年上がります。社会保険料の負担を大幅に抑制する方法があります。

③ 高年齢者等雇用安定法改正で65歳までの雇用が義務付けられました。60歳以上の高齢社員がいれば、本人手取を増やして年間約150万円の賃金コスト削減する方法があります。

④ 週30時間(数年以内に週20時間)以上のパート社員を社会保険に入れなくてよい方法があります。

⑤ 平成18年4月1日以降開始する会計年度から役員賞与の損金算入ができるようになり、この活用により大幅な社会保険料抑制・年金受給が可能になる方法があります。

⑥ 平成18年4月1日以降開始する会計年度から適用される社長の給与所得控除種の損金不算入(実質は法人税等の増税)を適用除外にする方法があります。

⑦ 厚生年金基金を脱退又は解散になった場合には数千万円～数億円の不足金一括請求がきます。この不足金請求額を大幅に減らす方法があります。

⑧ 健康保険組合の3分の2が赤字で、解散時の不足金の請求を避ける方法があります。

⑨ 現行の退職金を払うのが大変な場合、リスクのない退職金制度にする方法があります。

⑩ 就業規則は多発する労働紛争発生を防ぐ最新版にしておく必要があります。

⑪ サービス残業を合法的になくす方法があります。

⑫ リスクを少なく海外で販売店開拓・委託生産・仕入する方法があります。